

令和元年度 第13回豊能町教育委員会会議（3月定例会）会議録

日時： 令和2年3月23日（月） 午後2時00分開会

場所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	八木 一史
	教育総務課課長	入江 太志
	教育支援課課長	内野 慎也
	子ども育成課長	田家 充
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦

傍聴者： 8名

会議次第

○審議事項

- 第16号議案 豊能町青少年指導員の委嘱について
- 第17号議案 豊能町スポーツ推進委員の委嘱について
- 第18号議案 令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 第19号議案 豊能町立小・中学校通学区域審議会規則の改正について
- 第20号議案 豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の改正について
- 第21号議案 豊能町社会教育指導員に関する規則の廃止について
- 第22号議案 令和2年度 豊能町教育基本指針（案）について
- 第23号議案 令和3年度 教科用図書採択協議会規約改正について

開会 午前10時00分開会

(議 長)

桜の花も咲き初めまして、今年度もあと僅かとなってまいりました。さて、新型コロナウイルスによります感染拡大は国内だけでなくWHOから全世界のパンデミック状態によるということが宣言されており、その対応につきましては次々と要請や指示が出されている状況です。

本町におきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止、子供達の安全確保のため、国の大阪府教育長より要請を受け、3月2日(月曜日)より明日24日(火曜日)まで小中学校並びに幼稚園の臨時休校・休園措置、そしてそれに伴います諸対応を行っておるところでございます。

なお、この間の対応につきましては会議の際、またメールで教育委員さんにもその都度お伝えをしておりましたが、規模を縮小されて行われました小中学校園の卒業・卒園式につきましては無事挙行され、それぞれ子供達の心に残るものだったと校長先生・園長先生から報告を受けているところでございます。

今後の対応につきましては、3月18日に「町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催していただきまして、小中学校・幼稚園の対応を協議し、夕刻4時半より臨時校長会・園長会を開催いたしまして、校長・園長先生と協議・調整を行った上で今後の対応を指示いたしましたところでございます。

しかしながら今朝、大阪府教育長より春季休業中の中学校の部活動につきましては、中止するように要請がありましたので9時半より町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議の上、各中学校の校長先生に再度指示をいたしましたところでございます。

なお、春季休業中、そして入学式や始業式などの新学期からの教育活動につきましては、クラスター発生のリスクを下げるための三原則、これは密閉を避ける・密集を避ける・密接を避ける。この三つ、「密閉」・「密集」・「密接」これを避けることを常態化して行うことといたしております。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局よりお配りしておりますプリントに基づきまして、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは3月の第13回となります豊能町教育委員会議、3月定例会を開催させていただきます。

ただいま出席委員6名でございます。過半数に達していますので、ただいまから教育委員会議3月定例会を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理でよろしくお願いたします。

本日は審議事項8件を議題とさせていただきます。

まず、始めに第16号議案「豊能町の青少年指導員の委嘱について」です。

坂口委員におかれましては、この議案の委嘱予定者として挙がっておりますので、退席いただきまして、審議をさせていただきたいと思っております。坂口委員退席をお願いします。

それでは審議を始めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは第16号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」につきまして提案理由の説明を申し上げます。青少年指導員設置要綱第4条の規定に基づき、任期満了に伴う青少年指導員の委嘱を行いたく、教育委員会会議での議決を求めるものでございます。

それでは第16号議案の関係資料をご覧ください。

豊能町青少年指導員の委員委嘱数は来年度から2年なのですが、37名で被委嘱者は次のページの委嘱予定者名簿のとおりとなっております。今回は新任の方が11名、継続の方が26名で、こちらはいずれも各自治会長から推薦を頂いた方となっております。委嘱期間は令和2年4月1日より令和4年3月31日までです。

また、今年度までは委員報酬としまして、年額12,000円をお支払いしていたところではございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職非常勤職員となるものの要件が厳格化されましたことにより来年度から報奨金としてお支払いするものです。

説明は以上です。ご審議賜り決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

説明は終わりました。質問等ございましたらお出し下さい。

よろしいですか。はい、それでは質疑を終結いたします。

採決を行います。

ただいま、提案がありました第16号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって第16議案は可決されました。

それでは坂口委員入室をお願いいたします。坂口委員におかれまして、これに引き続きよろしくをお願いいたします。

(委 員)

お願いします。

(議 長)

それでは会議を再開いたします。

続きまして、第17号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

生涯学習課の中谷です。

それでは、第17号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由の説明を申し上げます。スポーツ基本法第32条の規定に基づき、任期満了に伴うスポーツ推

進委員の委嘱を行いたく、教育委員会会議での議決を求めるものでございます。

第17号議案関係資料をご覧ください。豊能町スポーツ推進委員の委員委嘱数は15名で、被委嘱者は次のページの委嘱者名簿のとおりとなっております。今回、新規の方につきまして、経歴を説明させていただきます。

(議 長)

長くなるようでしたら座って説明をしてください。

(事務局)

そうですか。はい、すみません。では、失礼します。

4番目にあります、久保様におかれましては専門分野としまして、トレッキングで活躍され、スポーツ推進委員が主催するサイクリング教室・トレッキング教室・フロアカーリング大会などにも積極的に参加されており、事業内容にも精通されている方でございます。

続きまして、6番目の進藤様におかれましては、専門分野としてはソフトボールで活躍され、学生時代は野球をされており、現在もフルマラソンなどを走られるなどスポーツに精通されている方です。

残りの13名の方は令和元年度より継続していただく方でございます。委嘱期間は令和2年4月1日より令和4年3月31日までで委員報酬は年額25,000円となっております。

説明は以上です。ご審議賜りご決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

説明は終わりました。質疑がありましたらお出し下さい。

(委 員)

規則のほうに住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこととか書いているのですが、実際そういう活動は行われているのですか。

(事務局)

実際に実技指導になりますと、フロアカーリングにつきましては、実技指導を行っていただいております。

その他、個々にいろんなところで、例えばペタンクとかの指導は専門的に資格を持っておられる方が個別に指導等はされていることはありますが、スポーツ推進委員全体で指導しているのはフロアカーリング等になるかと思っておられる。

(委 員)

委嘱については別に問題ないのですが、学校のクラブの数より多いふうにあるので、だからクラブをこっちに持っていったりできたらいいなと少し僕は思ったので聞かせ

ていただきました。ありがとうございます。

(議 長)

他にございませんでしょうか。

(委 員)

名簿のところで11番と12番の方、新規になっているのですけども、継続ですね。

(事務局)

申し訳ございません。そのお2人は継続の誤りです。訂正をさせていただきたいと思
います。申し訳ございませんでした。

(議 長)

11番の俣野様と12番の松岡様お2人が継続という訂正をお願いいたします。ほか
ございませんでしょうか。

(委 員)

10番の方、昭和19年生まれで結構ご高齢かと思うのですけど、年齢制限ってあつ
たりするのですか。

(事務局)

一応、こちらの年齢制限等は設けておりません。その方のやはり昭和19年の方でも
本当に指導できるような方もたくさんいらっしゃいますし、自らそのスポーツ推進委員
お辞めになられる方も自らの体調を考えられて自ら今回は継続できないということで
その辺はご自身で判断いただいている状況でございます。

(議 長)

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは質疑のほうを終結いたします。採決を行います。

ただ今、提案のありました第17号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱につきまし
て」賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。よって第17号議案は可決されました。

続きまして、第18号議案「令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱に
ついて」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

第18号議案をご覧ください。「令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱
について」。豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第15号に基づき、

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について承認を求めるものでございます。毎年1年1年任期満了ということになりますので、新たに来年度の委嘱される方々についてご審議賜りご決定いただければと思っております。

資料のほうが後ろについておりますが、学校のそれぞれ役割分担については今年度と変わりはありません。池田市医師会・池田市歯科医師会・池田市薬剤師会、それぞれ委嘱いただきました方々でございます。来年度もこの方々をお願いをしたいと思いますので、ご審議賜わりご決定いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

(議 長)

提案理由の説明がございました。質疑等ありましたらお出し下さい。

事務局から今ありましたように池田市医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会のほうにお願いし、お世話になっているところでございます。

よろしいですか。そうしましたら質疑を打ち切らせていただきます。

採決を行います。ただ今、提案のありました第18号議案「令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱につきまして」賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって第18号議案は可決をされました。

続きまして、第19号議案「豊能町立小・中学校通学区域審議会規則の改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは第19議案「豊能町立小・中学校通学区域審議会規則の改正について」ご説明申し上げます。本文と新旧対照表をご覧ください。当該、規則第16条では豊能町立小・中学校通学区域審議会委員の報酬及び費用弁償の規定をしておりますが、報酬及び費用弁償につきましては、これまで豊能町報酬及び費用弁償条例に規定することとしております。当該、条例の名称が地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和2年4月1日より「豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に名称が改正されますので、今回、本規則第16条で引用している条例の名称も改正するものでございます。制度の中身については、全く変更はございません。この規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(議 長)

質疑等ございましたらお出し下さい。

よろしいですか。質疑を終結いたします。

採決を行います。ただ今、提案のありました第19号議案「豊能町立小・中学校通学区域審議会規則の改正につきまして」賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。よって第19号議案は可決されました。

続きまして、第20号議案「豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第20号議案「豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の改正について」ご説明を申し上げます。当該、規則改正本文及び新旧対照表の資料をご覧ください。提案理由でございますが、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。令和2年4月より会計年度任用職員の制度が導入されることに伴いまして、規程の整備を行うものでございます。豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を第22条の第1項に規定する会計年度任用職員に改めると、法第22条第2項を法第22条の3第4項に改めるものでございます。今回の職名のこの規則に関しまして、前回も一部改正をしております。前は本庁の機構改革を受けまして、職名に室長等追加したものでございますが、今回はまた別で法律の改正に伴いまして、改正する必要が生じたことが判明しましたので、整理をしているものでございますので、中身は変更があるというわけではございませんのでよろしくをお願いいたします。以上です。

(議長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお出してください。

(委員)

改正はもうこれでいいのですが、具体的にこの職の方というのはどういう職についておられる方なのでしょう。全然イメージができない。

(事務局)

まず、新旧対照表も見ていただきたいのですが、これは一般に教育委員会の任命にかかる職員の職名の規則をこの規定で定めているのですが、そこにこれは今改正する内容はその職員から除かれるところの条項が示されております。例えば、改正後の下線の部分です。第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員というのは一般に言えば非常勤の職員の方です。それと第22条の3第4項というのは、これは講師の方ですね。常勤の講師の方を指しているということです。

その次は育児休業、ここは改正しておりませんが、育児休業の代替臨時任用職員については、今回の職名規則の対象とはしないということが書かれているのですが、その根拠規定が今回の改正でずれるという形になっております。一般に町の職員とその教育委員会の町の職員と町の職員と非常勤職員、あるいは府費負担教職員というのは別で定める形になっておりますので、この規則から除いたような表現としているところの引用法令が変わるということでございます。以上です。少し分かりにくいかもしれませんが、この条文だけ見ていると少し分かりにくいのですが、講師は別で府費負担教職員の

規定に基づいていますので、基本的には変更はございません。以上でよろしいでしょうか。

(委 員)

はい、分かりました。名前は変わるだけでそれは同じなのですね今までと。

(事務局)

基本的には会計年度任用職員という制度ができるということです。そこで職名等はその大きく変わるということはありません。

(委 員)

会計年度任用職員というそういう制度に変わるというので今までと変わるところはないということですね。

(事務局)

職の内容は変わりません。ただ、処遇ですか。例えば給料の見直しとか、例えば通勤手当が充実するとかそういう面は一部ございます。それと任用期間においては賞与が支給されるという場合も出てきます。ですので、人件費の総額は今年と来年ではその非常勤にかかる予算は増えております。逆にその扶養から外れてしまうので、それほど働らけないというぐらい今、充実しているのですけど、逆に時間が短くなって、また人を探さないといけない。というのが一部出てきているというのは聞いております。

(議 長)

ほかにございませんでしょうか。

それでは質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま、提案のありました第20号議案「豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正することにつきまして」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。よって第20号議案は可決されました。

続きまして、第21号議案「豊能町社会教育指導員に関する規則の廃止について」でございまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第21号議案「豊能町社会教育指導員に関する規則の廃止について」につきまして提案理由の説明を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職非常勤職員となる者の要件が厳格化されたことに伴い、非常勤職員として設置している豊能町社会教育指導員を廃止するものです。

附則としまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。

なお、社会教育指導員は大阪府による補助金が廃止されたことにより、豊能町として過去20年に渡り、社会教育指導員の設置は行っておりません。

また、今後につきましては、現在と同様に社会教育法に規定しております社会教育委員の皆様へ助言指導などを賜りたいと考えております。

説明は以上です。ご審議賜りご決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

質疑がありましたらお出し下さい。

それでは質疑を終結いたします。

採決を行います。ただいま、提案ありました第21号議案「豊能町社会教育指導員に関する規則の廃止につきまして」賛成の方の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって第21号議案は可決されました。

続きまして、第22号議案これは前回の会議におきまして、継続審議となったものでございます。「令和2年度 豊能町教育基本指針の(案)について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

第22号議案「令和2年度 豊能町教育基本指針(案)について」提案理由の説明をさせていただきます。令和2年度 豊能町教育委員会の取組の指針を定め、各保育所・幼稚園・こども園・小中学校に周知し、取組を推進するものでございます。

先ほど、教育長からありましたとおり、前回豊能町の教育基本指針(案)というのを提出させていただいて、いくつかご意見をいただきまして、それを整理したものでございます。まず、3ページをご覧ください。

豊能町保幼小中一貫教育グランドデザイン、テーマ、めざす子ども像、進め方、重点施策が書かれてありますが、その重点施策のところでは前回2小2中について推進をしていくというような文言を書かせていただいておりますが、今回の案につきましては、その部分を削除させていただいております。

また、4ページ、5ページのところでいきますと、前回もご説明をさせていただきましたが、本町は保幼小中一貫教育を推進するというようなことでこの間ずっと進めてまいりましたので、重点目標の順番につきましても保育所・幼稚園・小学校・中学校、また社会教育というような形の流れになるような配置換えをさせていただいております。

また、前回教育委員様からご指摘をいただいた箇所についていくつか訂正をさせていただいているページが6ページ以降となっております。下線部を引かせていただいた点につきましては、今、申しましたとおり、教育委員様からご指摘をいただいた点、あるいは大阪府の重点項目で前回の町の方針の中では抜けていたものを付け加え等をさせていただきます。入れさせていただいております。

その中でも17ページをご覧ください。目標の22でございます。児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクー

ルロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関連機関との連携を図ることということに
させていただいてまして、以前からこの環境を作るよう学校も教育委員会も努力を重
ねてまいりましたが、来年度につきましては、さらにこの項目に重ねて言いますとスク
ールカウンセラーを小学校のほうでも配置をすることになりました。現在、中学校区ご
とにお1人ずつスクールカウンセラーがおられますが、もう一人、スクールカウンセ
ラーに来ていただきまして、小学校を主に見ていただける方を配置する予定になってお
りますので、小学校の相談件数が随分この間増えてきてまいっております。中学校のスク
ールカウンセラーが中学校での活動がなかなか厳しいぐらい小学校に行かなければなら
ないようなこともありまして、そのような配置を考えて来年度に向けて進めていくと
ころでございます。

また、21ページをご覧ください。21ページに目標52、評価指標等を活用しながら
校内での授業研究・研修等を計画的・組織的に推進することとしております。この下線
を引かせていただいている評価指標等を活用しながらの点ですが、平成30年の3月に
教育公務員特例法の改正がございまして、教員の資質向上のためにこの評価指標とい
うものを作りまして、教員がさらに資質向上ができるような目標・目安を持って指導にあ
たることということで改正されていたのですが、本町のほうはまだそれが活用できてい
なかった現状がございましたが、来年度からその評価指標というものを豊能地区で揃え
た評価指標というものがございまして、それを活用して教員の更なる資質向上を目指し
てまいります。

また、26ページをご覧ください。26ページ、目標93でございます。「地域と共に
ある学校づくり」の学校運営協議会と地域学校協働本部との連携を検討することという
ことで、この間、保幼小中一貫教育の推進と共に地域と共にある学校づくりを推進して
いくということで、教育委員会の中で話を進めているところでございます。

ここで学校運営協議会や地域学校協働本部というのがまだ本町にはございませんが、
それを今ある学校協議会をベースに進めていくということで改めて下線を引かせてい
ただいて掲載をさせていただいているところでございます。

主に学校教育の所でご指摘をたくさんいただいたかと思うのですが、保育所、幼稚園、
生涯学習課のほうも再度見直しをしまして、前回出した分と同じ形になっておりますが、
これで特に問題がないのではないかなというような形でそれぞれと相談をしまいつ
たところでございます。

少し説明をさせていただきましたが、ご審議賜りご決定いただきますようどうぞよろ
しくお願いいたします。以上です。

(議 長)

第22号議案につきまして、これにつきましては継続審議となったものでございます。
それぞれ教育委員さんのほうからご指摘いただいた内容等につきまして、事務局のほう
で検討し、変更があった分につきましてはアンダーラインを引かせていただいている部
分でございます。

質疑等がありましたらお出し下さい。

(委員)

前回のときに色々言いまして申し訳なかったのですけれども、ずいぶんまとめて下さって分かりやすくなったと思っています。

バラバラに言うことになるかも分からないのですけれど、最初に気付いた誤字だけ。17ページの目標20の所の共同的な活動や事故って自分の自己じゃなかったですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

あとは少し質問と意見と入り混じるかも分かりません。

3ページの重点施策の所ですけれども、この間の重点2を抜いていただいたことは良いのですけれども、3の「学校・家庭・地域の協働した取り組みだけでは地域と共にある学校づくりみたいなのところの文言が弱いのではないかなと思っていて、そのあたりの所をまだなかなか学校現場も実感できていないところがあるので、重点施策の中に学校・家庭・地域の協働した取り組みを進めながら地域と共にある学校づくりを目指すとか、少しここに足していただいたほうが良いのではないかなと思いました。

(委員)

それと、先ほどの質問ですけど、21ページの所にあった評価指標というのがよく分かっていないもので、この評価指標というのは教員の方が自らするのか、それとも評価育成などをするとき校長先生、教頭先生などがこれに照らし合わせながら教員の評価も含めて指導していくのかというところが少し分からなかったので教えてほしいなと思っています。

やっぱり評価育成のシステムが教員と管理職の間で納得したものになっていかないと教員も育っていかないので、そのあたりのところが校長先生によって評価基準が違っていたりしないかなと、自分も評価するとき一番苦しかったので、難しい問題はあるとは思いますが、そのあたりも含めてこの評価指標というものがきちんとできているのであって、納得できる評価につながっていけば良いなとは思っているのですが、少し具体的なことが分からないので教えて下さい。

(事務局)

まずご指摘いただいていた誤字とか文書につきましては修正をこの後させていただきますと思います。

また、最後のご質問の評価指標についてなのですが、委員のご質問が大変的を射ていて素晴らしいなと思いながら聴かせていただいていたのですが、評価指標そのものの理

解が育成の部分と研修の部分と両方ございます。

育成の部分でいきますと、校長が各教員に対して「あなたは今ここまでできているけれども、もう少しこの辺を狙って頑張ってみたらどうだろう」という目指す目安・目標のために使われるものが一つあります。

また、研修の際にそれぞれ受けられる研修の前にどんな目的のためにこの研修をするのかというようなことをその評価指標に照らし合わせて、各先生方にお伝えをします。先生方はそれを理解した上で研修を受け、自分たちがでは、その目的に対してどういうことが理解できて、今後どういうことを自分で取り組んでいくのかということ、振り返りシートに書いていただくということをもってその評価指標の活用と、育成と研修両方で考えていきたいと思っております。

評価指標の中身なのですけれども、初任者から管理職までキャリア発達に対するそれぞれの指標が載っているものでございます。

ですので、1年目の先生も今後、管理職を目指す方も一目で自分が今どの辺の位置にいて、どういう所が弱くて、どういう所をもっと強化できるかというようなものが分かるようなものになっております。

来年度が一年目になりますので、今、私が説明させていただいたようなことを校長先生方にも十分理解をいただいて進めていくのですけれども、一番ネックになっていますのが、評価には使わない。これはあくまで先生たちは資質向上に使うというようなことで教育公務員特例法には書かれてありますので、評価と直結させないように活用することを確認させていただいて、説明を終わらせていただきたいと思います。

(委 員)

はい。研修の時も自分のやりたいものをやっているのですけれども、自分の何を伸ばすのかということをはっきりと目標を持って研修を受けるというのはすごく大事なことだと思うので、先生方にしても、校長先生、教頭先生にしても一つまた負担が増えるので、学校の現状を見ながら徐々に自分もしっかり目標を持ちながら振り返るという習慣が何年かかけてついていければ良いかなと思います。

(議 長)

やはり教育のPDCAサイクルをきちっと捉えて、そして子どもたちの教育を進めていく、あるいは学校の教育を進めていくことはものすごく大事なことだと思います。

なお、前に委員のほうからありました先生方、どうかたちでこれを伝えていくか。色々なグランドデザインですとか、あるいは豊能町の教育につきまして一定まとめましたのですが、それにつきましては校長先生、教頭先生、あるいは保幼小中一貫教育推進会議の中で核になる部分はお伝えしているのですけれども、先生方にきちんとお伝えをしていく必要があるという、できましたら3月中にやりたいと思っておりましたが、今、コロナのこのような状況でございますので、一定落ち着きましたら年度は替わりますけれども、きちんと先生方全員に説明してまいりたいと思っておりますし、そのための事

前の調整も今進めておるところでございます。

(委員)

大変読みやすくなってありがとうございます。

もう1点17ページの所の目標19。指導体制をきづくという文章があるのですけれども、このきづくは構築の築でしょうかね。

(事務局)

そうです。

(委員)

そこ訂正をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

少し教えてほしいのですが、4ページの2-(3)で、「東能勢中学校区と吉川中学校区に学校運営協議会」準備会を設置し、学校再編・統合に向けた課題について熟議で検討」とあって、7ページの2-(3)にその詳細みたいなことが書かれていて、これまでの学校協議会や学校支援地域本部での取組を継続・発展させながらということがあるのですが、これは、学校運営協議会準備会は学校協議会を使って立ち上げるという意味で書かれているのでしょうか。

(事務局)

まだ、今現在検討段階ですが、今現在、委員様がおっしゃるように学校協議会というものの、また、園協議会、小協議会と園・小それぞれやっていたいのですが、来年度の委員様の中から数名ずつお集まりいただいてこの準備会ができないかと、学校運営協議会の準備会ができないかということで準備を進めております。

(委員)

分かりました。もしかして学校協議会を拡張してやるのかなと思ったので、学校協議会がなくなるのかなと思ったのですが、そうではなくて、学校協議会は学校協議会としてあって、そこからメンバーを何人か抽出して準備会を作ることですね。そういう活動は可能だということで認識していてよろしいですか。

(事務局)

そのような形で行いたいと思っておりますが、委員様によってはなかなかお忙しい方

もいらっしゃるとは思うのですけれども、できれば、どちらも行っても良いと言っていただけの方、あるいは継続して数年関わっていただけの方にお越しいただければありがたいなと考えております。

(委 員)

その点は、分かりました。

すみません、聞きたかったのは予算的なところで活動できるのかなと気になったのですけれども、大丈夫ですか。

(事務局)

予算面につきましては、なかなか厳しいものがございます。ただ、今、国がこういう学校運営協議会を進めていく自治体に対して交付金や補助金とかそういうもので募集をかけておられまして、豊能町も今手は挙げさせていただいています。

ただ、全国で4自治体しかあたらないというようなことですので、もしそれが当たりましたらそのものも活用したいなと考えています。

(委 員)

あと、最後に一言。

今、結構地域と学校がどういうあり方であるかというのはすごい我が町ではホットなトピックなので、この研究はずっと続けていきたいと思っていますので、是非こういう活動はしていきたいと考えています。

(議 長)

少し補足させていただきますと、これはこれまで説明させていただいておりますようにコミュニティスクール、地域と共にある学校づくりにつきましては、平成16年度に国のほうで立ち上がりまして、法で定められたものでございます。

それで、大阪では進んでいないというような現状でございますが、一応国のほうとしまして令和4年度までにこれは立ち上げてよというような指示がまいっております。

ですから、準備会をもし立ち上げましたとしても、令和2年、3年と準備会として、令和4年度から正式な形というような形が考えられるということで、2年度からこれは準備会を立ち上げないと、なかなか国の補助金も貰えないというような状況にございます。

他にございませんか。

(委 員)

すみません、先日産経新聞を見ておりましたら2月27日の朝刊に豊能チャレンジということで何かすごく出ていまして、すごい媒体を使って頑張っておられたなと喜んでいたのですけれども、それは一つ16ページにあるような学力向上の取組の充実という

所の目標18、「町独自の学力調査の分析結果を9年間つなぐ指導に役立てること」というところで結び付けさせていただいてもよろしいかと思えますけれども、具体的にご説明いただきたいなと思えますけれども。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりでございます、この目標18の所に書かせていただいています町独自の学力調査分析結果を9年間つなぐ指導に役立てることということで、豊能チャレンジという名前でここに書かせていただいている学力調査、また、体力調査、重ねて生活調査、この三つの調査を合わせて豊能チャレンジという形で呼ばせていただいています。

この学力調査につきましては、全国学力学習状況調査というのが毎年あるのですけれども、その日に合わせて行うというような形でこの間調整を進めてまいりました。

ただ、国のほうが全国学力状況調査のほうをコロナウイルスの関係で4月16日には行わないということになりましたので、本町も同様の対応をさせていただこうと思っております。

あと残り体力調査や生活調査については、生活調査のほうは学力調査と併せて一緒に行わせていただこうと思っておりますので、今後検討なのですけれども、体力調査につきましては、5月、6月のコロナウイルスの状況がどうなっているかということもあるので、今のところ行う予定にしております、小学校1年生から中学校3年生までの体力調査を行って、目標18には学力調査のことだけしか書いてないのですけれども、体力調査も小学校の6年間、中学校の3年間をつなぎまして子どもたちがどのような体力の変容を見せてきているのかなということを、子どもも教師も保護者も理解して進めていけるような環境を整えていきたいと考えております。

(議長)

少し補足をさせていただきますと、やはり豊能町の小学校1年生から中学3年生までの一人ひとりを丁寧に応援する一つの物差し。

それは学力だけじゃなしに体力、そして人命等あるいは生活調査、そういうことも含めてみんなで、子どもたち自身も、今、事務局からありましたように自分で自己評価ができる、あるいは保護者の方と、例えば懇談会で一年間の頑張ったところ、伸びをみんなで確かめる。また、先生も一年間振り返って自分がどうであったか、指導はどうであったかというような、そういうそれぞれの物差しにしていっていただこうと。それでみんなで子どもたちを応援していこうと。

9年間はやっぱり丁寧に応援していこうというような趣旨でございますので、ただ、事務局からありました国のほうがコロナウイルスの感染で学力調査が延期されるのではないかなというようなことになっておりますので、町としましてもそれに合わせた形で進めていきたいと考えております。

(委員)

体力調査なのですけれども、小5と中2は体力テストがありますね。その学年はその体力テストを使うのかなと思ったりとか、個人の結果みたいなのが9年間通して何かの形で見られるようなものになるのかどうかということも教えていただけますでしょうか。

(事務局)

まず小5と中2につきましては、委員ご指摘のとおり国の調査がございます。国の調査に記入した数値等を本町独自の体力調査等にも転記をしていただきまして、分析をするというような形にさせていただこうと思っております。それも含めまして、個人に返すシートであったり学校に残るシートであったりというものを分けまして、ご家庭にもそれが見ていただけるような形で配布をするという予定にしております。

(議長)

なおそれぞれの調査のことにつきまして、保護者宛のリーフレットを一応どういう内容かということを知りやすく今、教育支援課のほうで作成をしてくれていますので、それを近日中に保護者の方には年度替わりますけれども、配布し、説明をこれからも続いてしていきたいという考えでおります。

(委員)

まず質問なのですけれども、全体的にどうするとか、何々が中心となり何々を進めることというようなことがあると思うのですが、例えば、私、無知で教えていただきたいのですけれども、11ページとかの例えば、特別支援教育コーディネーターでありますとか、幼児教育アドバイザーが中心となりという方たちは今いらっしゃる先生のうちの一人ですか、特別にどなたかにお願いしている現状ですか。少しそこをまずお教えいただけますか。

(事務局)

11ページに書かれてありますのは、保育所・幼稚園の教育の推進のところに書かれてある分なのですが、特別支援教育コーディネーターや幼児教育アドバイザーというものの、この特別支援教育コーディネーターが中心となり、園所内に委員会等を設置し、特別支援教育体制の整備を積極的に進めることと。この方につきましては、小学校、中学校にもこういう担当の方を教諭で、あるいは講師で常勤でお勤めの方も含まれますけれども、校務分掌で明記をしていただきまして、お一人役割を担っていただいているという現状がございます。

また、幼児教育アドバイザーのほうにつきましては、これは校外でのアドバイザーがいらっしゃるしまして、所園の研修とかに関わっていただいている方と聞いております。

(委員)

ありがとうございます。ということは、色々校務分掌として先生が役割を担って下さっている部分もあるのだなということが分かったのですけれども、かなり先生方お忙しい中、日々の授業を改善していきながらこういうこともしていただかないといけないのだなと思っています。

それと似たようなことで、例えば6ページです。豊能町の教育の目玉ということで、保幼小中一貫教育の推進を挙げていただいているわけなのですけれども、保幼小中一貫教育推進会議というものに参加していただいている方々はどのような方ですか。

(事務局)

平成28年4月から保幼小中一貫教育の推進会議のほうを進めております。その頃から各9校園所の中でそれぞれ学校で先ほどのコーディネーターではありませんけれども、お一人選んでいただいて、大体年間6回から7回ぐらいお集まりいただいて会議を進めております。

担当になっていただいている方を見ますと、幼稚園・保育所でしたら補佐の方であったり、小学校・中学校で言いますと、小学校の場合は小学校6年生の担任であったり、中学校であったら中学校1年生や中学校3年生の担任であったりというところで次につながる、つなげるという意識を持って担当者を選んでいただいています。

今後もこの会議を進めながらソフト面の充実を図っていきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。私は他市の学校を見ておまして、小中一貫ですよ。各授業のカリキュラムであるとか授業の内容・進め方であるとか、どういう子どもを作っていくのかという一貫したものを持って取り組んでいらっしゃるのを横で見えておまして、私の知っている学校はお一人それを専門に下さっている先生がいらっしゃる、授業改善であるとか、カリキュラムのマネジメントですかね、そのことを考えて下さっているのですけれども、小学校ですが、それで色々な学年に居て、その先生が担任の先生と代わって授業をするというようなことを、かなりそこに力を入れていらっしゃる、すごく進んでいるなと思うのですけれども、しかし中学校に行くと授業を見てみると、会議とかでカリキュラムについては色々話をしてお互い分かり合っているなと思っていたのに、授業の進め方が「こんなに中学校と違うのか」と実感して、どういう子どもを作りたいということがまだ共通認識が弱いなと思ったというようなお話を聞いたことがあります。今、お聞きしている豊能町の現状として、やはり校務分掌的に一人日々の生活がありながら保幼小中一貫のことを考えていただくというような状況なんだなと理解しているのですけれども、できましたらかなり夢ですけどね、是非そういう予算を充てていただいて、そのことを専門に進めていただくような先生方が各学校にでも、各学校とは言わず、豊能町の何校か小・中・保・幼にいらしていただけたら本気でこれが進むのではないかなと。校務分掌ではかなり先生方に負担がかかってしまうなと思っ

ていますので、そのあたりをお願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。

もう一つ。先ほどソーシャルワーカーが中学校区で今までお二人いらっしやって一人追加とお聞きしましたけれども、差し支えなければ小学校の案件が増えてきたとおっしゃられていたので、差し支えない程度でどういう状況なのかお教えいただけたらと思います。

(事務局)

また、最初の力強いお言葉は是非ともそのような形で進められたら良いなと思っておりますが、なにぶん予算が関わってくることで努力を重ねていきたいなと思っております。

また、スクールカウンセラーの現状でございますが、小学校の案件が増えてまいったというところで具体的に言いますと、保護者の方の子育てに関する悩みですね。

またお子さんが、言葉を選んで言うと、色々なことに興味を持っていて、なかなか学校に気持ちが向かないという表現が正しいでしょうか。そういうご家庭がずいぶん増えてまいっていると感じております。そういう方々がどうすれば良いのか。お子さんの状況についても心の面からのアプローチで良いのか、発達課題面からアプローチをすれば良いのか、はたまた教育的な配慮でそのお子さんがより生きる力をつけていくという側面があるのかどうか、色々な多方面から支援をしていかないといけないというご家庭、お子さんが増えてきているという現状がございます。それが相談件数が増えてきている。

重ねて言いますと、小学校の場合休職をされている先生方もまだ数名いらっしやいまして、その方々への支援も含めてスクールカウンセラーのほうにお願いしている現状がございます。

(議長)

少し補足させていただきます。

最初の話ですけど、小中一貫教育。6年生と3年生を一緒にしたらそれで9年間つなぐ教育ができるというようなそんな簡単なものではなくて、今、委員のほうからありました小学校と中学校、これは担任制と教科担任制、やっぱり文化が違うので、9年間をつなぐ教育をやるときにはやはりカリキュラム。小学校の1年生から6年生までと中学校3年生、これを9年間つなぐものにしていかなければいけないのです。そのときに重なりとか足りないところとか、ここをやはり大事にしようとか、小学校5年生や6年生でやっているのにまた中1でやっている。重なりがたくさんあるのですよ。けれど、抜けているところはないか。そういうことをきっちりみんなで小学校の先生と中学校の先生が集まって、算数だったら算数と数学で、国語だったら国語で、それをずっと見ていかなければいけない。そのカリキュラムをやはり一つのものにしていかなければいけない。けれど、やはり豊能町の先生方はまだ先生の数が少ないからもう色々なところでそういう研究をされているからそれを参考にして、豊能町の子どもたちのためにどうして

いくか。その作業がやはりこれから必要になってくるのです。もうそれがなかったら分離型と一体型。東山開晴館を見ていただいたら。最初は大変なのですが、時間を重ねていく間に9年間をつなぐ教育が確立して、分離型と一体型といったそれは全然違うと言っていいぐらい違います。

そのことをそれぞれこれから学校でも先生方にやはりお願いしていかなければいけない。まずは教科書を見比べるところから。そこからスタートしていく。色々なところで作られているものを参考にしながら豊能町のカリキュラムを完成していかなければいけないということだと思います。人をつけていただくことも勿論大事なのですが、それよりもまずみんなで一緒の目線でこの一つのもの、9年間を見ていくというところ、その作業からだと思います。

(委員)

それに対して補足といいますか、先ほど私が人をつけていただきたいと言いましたのは、そのことを常に考えていらっしゃる方がやはり必要だなという意味であって、別に先生方がお忙しいのでね、お忙しい日々の中でもそういうことを一生懸命考えて下さっているのはそれはそれで良いわけです。

先ほどある先生にお聞きしたと言いましたのは、カリキュラム、今教育長おっしゃった教科書を見比べるということは割とできてきたかなと思っていたのに、授業の形態などを見てみると、小学校では例えば、自分の思いを人前で発言する、できる子どもにしようというようなことを目標に掲げてしていたのに、中学校に行ってみると何と受身な授業であったかと。中学生で塾に行っている子とかがたくさん居るので、そのあたりとかがやはりおっしゃる文化の違いとかもあるのかもしれませんが、難しいなと実感しましたというお話だったので、そのことを一生懸命考えて下さる方が必要だなと思うということです。

(議長)

それにつきましても、令和2年度からは事務局の中に保幼小中一貫教育推進室を設けるということで、その指導主事の先生が中心となって、それで各学校、あるいは幼稚園と連携しながら形を作っていただこうと思っていますので、そのところはそういう役目を担っていただけるのではないかなと思います。

(委員)

この基本指針に直接ということではないのですけれども、今出ている保幼小中一貫教育で事務局に新しく部屋ができるのでそこに色々期待はしているのですけれども、先生方が、私たちが教育委員として行かせていただいたような研修であるとか見学とかに行ける機会を予算がつかなかったのが厳しいかも分かりませんが、身近にお金をあまりかけないで行ける所があるので、実際に見ていただくことで実感できることがいっぱいあると思うのです。

良いことばかりではなくて、欠点も見えるかもしれないので、その欠点を豊能町では欠点として現れないような進め方をしていけないし、そういった機会を次の4月以降の年度も私たちも含めて是非とも続けてほしいし、先生方も行ける機会を作ってほしいなと思います。何か本当に日常に追われておられるので、そのあたり時間を作って行っていただける機会ができれば良いなと思います。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりだと思っております、今年度もいくつも、この保幼小中一貫教育あるいは小中一貫の研究会がございまして、教頭先生方や教員の皆様方には希望者を募って教育委員会の予算で行っていただくことができますというような宣伝はさせていただいていたのですが、なかなか学校現場が忙しくて参加者も教頭先生と後何人かの先生方というようなことが実情でございました。

来年度もそういう形で、いよいよ方向性が見えてきたと言うようなことも含めて先生方にはお話をさせていただきながら、研修についてもしっかりと宣伝をさせていただきながら、一目でもそういうことに触れていただける環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

(議長)

はい。これまでも委員さん方にも色々なところへ行っていただいておりますけれども、先進地、あるいは先進校視察、やはり先生方もいろいろなところに、これはこちらが準備をして行っていただけるような、できるだけ近いところでということになりますけれども、そういう形で進めていきたいと思っております。

実は今回は少し遠方の、これはもうこの地区内のそれぞれの市町村がそういう取組をしているのです。実際にやっぱり進めているところ、今、委員さんからありましたように、良いところもあるし課題もあるのです。そういうところを実際に見て、それで取り入れられるところ。豊能町の子ども達のために、あるいは学校のために。そういうところをやはり見ていただくこと。これは絶対に大事だと思います。実際に教育委員さん方にも入っていただいて、事務局も、そして学校の先生方と聞いていたのですが、それが難しいような状況になりましたので、近いところでそれは進めてまいりたいと思っております。

他にございませんでしょうか。たくさんいろいろな意見を、あるいは要望等出していただいていたのですけれども、よろしいですか。

そうしましたら、第22号議案でございます。「令和2年度 豊能町教育基本方針(案)について」につきまして、質疑のほうの終決をいたします。

採決を行います。この案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手は全員であります。よって、「第22号議案」は可決をされました。

最後になりますが、第23号議案「令和3年度 教科用図書採択協議会規約改正について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

第23号議案 「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約改正について」ご説明させていただきます。

令和2年度に実施する、令和3年に使用する中学校教科用図書採択から適応するため、豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部改正について承認を求めるものでございます。

提案理由としましては、豊能郡地区教科用図書採択協議会において、共同採択をしております能勢町において、平成28年4月から、能勢町の中学校が2校から1校となったため、調査員の人数を変更する必要性が生じたものでございます。資料のほうをご覧ください。

従来、豊能郡の中学校は4校あったことから、国語・社会・数学・理科・英語の教科の採択にかかる調査員は1校に1名選出するために、4名としていましたが、平成28年4月から能勢町の中学校が1校となったため、調査員の人数を各校1名ずつ選出の、3名とするものでございます。

令和2年度に実施する、令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択から適応するため、豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部改正を行うための協議を、豊能町教育委員会と能勢町教育委員会で行うものとされています。具体的には下線部を見ていただくと、3名というふうに書かせていただいています。国語・書写・社会・数学・理科・英語につきまして、4名から3名にさせていただきたいというものでございます。

ページをめくっていただきますと、新旧対照表がございまして、新旧対照表で行きますと、旧のほうは右側にございまして、4名から3名にとということで、全部で5教科ございまして、その分の人数が減りまして28名というような形で新しい規約のほうはさせていただきたいと考えております。

その後に付けさせていただいております協議会規約につきましては、一番最後に「別表2」という形で、4名から3名に、中学校部会のほうを変えさせていただいているものを載せさせていただいております。

説明のほうは以上とさせていただきたいと思っております。ご審議を賜りご決定いただけますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

(議長)

説明のほうは終わりました。質疑等がありましたら、お出してください。

今年は小学校の教科用図書の採択がございました。来年度につきましては、中学校の教科用図書の採択ということで、今、事務局のほうからありましたように、4名から3名に一部改正をする提案がございました。

それでは、質疑のほうを終決いたします。

ただ今、提案のありました、第23号議案「令和3年度教科用図書採択協議会規約改

正について」につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手は全員であります。よって、「第23号議案」は可決をされました。

続きまして、前回会議以降の各課の報告に移ります。順次、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・ 3月定例議会の報告
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う町教育委員会の対応について

(教育総務課)

- ・ 教職員の内示について
- ・ GIGAスクール構想について

(教育支援課)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の対応について

(子ども育成課)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う各所園の修了式・卒園式について

(生涯学習課)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う主催事業を中止について

(議長)

教育委員さんのほうから質問等はございませんでしょうか。

(委員)

事務局のほうから、今後の「新型コロナウイルス感染症対応」をいただいたのですけれども、未履修についての取り扱いなのですけれども、「未履修」というのは少ないかもしれないですね、もう時期的に。

ただ、3月の間に最後の定着をやる繰り返しとか、その辺りがたぶんできていないかと思うのです。その繰り返しをせずに済む子も多いと思うのですけれども、繰り返しをしないとなかなか定着しない子が今回のことで、また家庭でそれをしてもらっていたら良いのですけれども、なかなかそうはいかない場合が多いので、そのことが非常に気になっています。いろいろwebサイトを見るような、メールをいただいたりすることもあるのですけれども、それを見てやるということもなかなかできなかつたりというご家庭もあったのではないかと思うのです。

それで、次の学年で負担過重にならないようにということで詰め込まれても子どもたちはすごくしんどいと思うのですけれども、この、何が「未履修」になっていて、ど

の繰り返しが必要かということを中心に学年の担任同士の引継ぎではなくて、学校としての引継ぎがきちんとできるようにお願いします。

それだけがすごく気になっていて、一学年1人だから、その先生から次の先生にどのような引継ぎに決してならないように、その配慮だけをしてほしいなというふうに思っています。

(事務局)

委員がおっしゃるとおりだと思っております、小学校と中学校の校長とも確認をさせていただいているのが、まず、小学校6年生の対応ですが、小学校6年生の場合はどうしても中学校に上がってしまいますので、小学校の教員が教えられない。それをどうするのかということで、府とも協議をしまして、各教科については中学校の教科の先生が教えられるのですけれども、その自分の免許を持っていない先生は教えられませんので、この引継ぎの内容をきちんと中学校に挙げることに、その教科の先生方に、どういう計画で指導をするのかというものをきちんと学校で決めていただいて、行っていくというようなところを確認しているところです。

小学校のほうは、6年生以外は、今まで居た子たち、新一年生はもちろん入ってきますけれども、その子たちについては、委員がおっしゃるように、おそらく放っておくと担任同士の引継ぎで終わってしまうと思いますので、改めてその点についてはきちんと教育委員会からもお話をさせていただいて、引継ぎが丁寧にできるように、また定着ができるように進めてまいりたいと思います。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(委員)

今の報告に関連しないことでもいいですか。

前回、私は東ときわ台小学校のエアコンの管理させていただいて、そこから今日までの報告を逆にさせていただきたいのですけれども、東ときわ台のエアコンは普通教室にたぶん100パーセントつけていただいたと思うのですけれども、少人数クラスで勉強をする時は一部屋もちろん付いていないということで、暑い中で勉強をしているという現状や、支援クラスは、2教室あるので1教室はつけていただきましたけれども、一つないということで、やはり暑い中で勉強しているという、加えて図書室や音楽室はもちろん入っていないという状態です。少し調べますと、特別教室、図書室とか音楽室に関しては、エアコンの設置率が豊能町は全体で15%です。これは国全体で見ると、特別教室は50%設置率で大阪府に限ると、65%エアコンが付いていてかなり高いのですけれども、いろいろ調べますと豊能町はワースト1位で、特別教室は15%というかなり低い環境です。

前回の定例会の時にエアコン設置の予定がないということをお聞きしたので、私個人

レベルで動いている話で申し訳ないのですけれども、クラウドファンディングを立ち上げて、エアコン付けたいなということで動かしてもらっています。

いろいろ調べると、私がクラウドファンディングを立ち上げてエアコンを買って寄付をするというような動きはどうもできないみたいで、やりたい人が、挑戦したい人に支援をするようなシステムなので、『小学校と一緒に起案してください』というようなことをクラウドファンディングの会社のほうから言われたので、少し校長先生とはお話をさせていただいて、一緒にクラウドファンディングを共同起案して動こうかなとしております。

今、知り合いの電気屋さんとかにも来てもらって見積中で、いくらかかるか分からないのですけれども、たぶん500万円を超えるかなと思っていて、7台付けようかと思っていますので、結構やっぱり高いのですよね。2階の部屋で算数を2クラスでやっているのですが、その1室付いていないところと、支援の1室と図書室がちょうど2階でこう繋がっていて、電気を引っ張って来ないといけないので、それがすごくお金もかかるのですけれども、一列で足場も同じ高さでいけるのでそれが良いかなあということで今見積中です。

これは「ガバメントクラウドファンディング」というやり方もあって、行政がクラウドファンディングをふるさとチョイスとかを使ってやるのが、あるのですけれども、奈良県の桜井市とか島根県の松田市とか新潟県の燕市とかいろいろやっていて、エアコンを付けるというクラウドファンディングですね。見ていますと、奈良県とか島根県とかは500万円とか700万円とかでやっています。もちろんそんな額でいっぱい付かないので、行政が「やりたいけど、これだけ足りないから出してくれ」という形でやっているのです。こっこの秘書政策課のほうにも、私、ガバメントクラウドファンディングというのがあるよというのを連絡させていただいて、いろいろ調べていると、全部クラウドファンディングでやろうとするとたぶん3,000万円を超えるかなぐらいのすごい額になるので、難しいかなという感触は聞いておりますのですけれども、それはそれとして、私は東ときわ台小学校がモデルケースになったらいいかなと思って、今動いている最中です。うまくいけば4月ぐらいに立ち上げて、4月、5月で支援を募って6月に設置をしてというのができたらいいかなと思って動いておりますので、ご報告させていただきます。

(教育次長)

こちらも報告になるのですけれども、「ガバメントクラウドファンディング」このほうは委員からご提案をいただいております、秘書政策課のほうにも話をしております。

私の試算では全部でなくても、一応試算の3,200万円という数字が上がってきて、それを書類にまとめて次回の部長会なり政策会議でやるかどうかを判断してもらうことになるかと思っておりますけれども、ガバメントクラウドファンディングが駄目であれば、ふるさと納税1項目とか、その辺になる可能性はあるかなと思います。

ただ、電気配線とかいろいろありますので1台200万円とか250万円しまして、非常に高いので、ただ3,000万円を超えるのが目標額として良いのかどうかというのも少し問題になってくるということで、こちらのほうも動いているのは動いているということを報告させていただきます。

(委員)

今少しね、2小2中とか1小1中とか揺れ動いている中で、まだやはり時間がかかりそうなので、この間、放っておくのは忍びないというか、教育に関してもそうなのですけども、教育環境ですとか、「熱中症で死亡した」という事件も事故とかも出ていますし、どんどん気温が上がっていますから、やはり早く動きたいなということで、少し私が先走っているところもありますけれども、こちらは部長会とか関係なくやっていますけれども、動かしていただきますので、成功するかどうかわかりません。これは支援が集まらなかったらできませんので、とりあえず、皆さんいっぱい来て頂いてちょうどいいなと思って言わせていただきました。よろしくをお願いします。

(議長)

最後に学校の再編と統合等につきましては、先ほど事務局のほうから報告がありましたように、今回は予算が認めていただけなかったということで、この間、7月から非常に精力的に教育委員さん方、町長と懇談、あるいは先進地視察、それからとりまとめとやっていただいたのですけれども、こういう結果になって本当に申し訳なく思っております。

今、委員のほうからありましたように、学校の子どもたちは、やはり小規模化、少人数化になって学校もたくさんの課題を抱えておりますし、学校の老朽化も進んでおります。できましたら早く、やはりこの学校の再編・統合につきましては進めていかなくてはならない、これは大きな町の課題だと思っております。この間の3月15日にも町長と3時間近く意見交換・交流をしていただいたのですけれども、今後につきましても、教育総合会議の開催を含めましてこれらの調整を進めてまいりたいと思っております。

説明不足もあったのですけれども、何よりも子どもたち、そして、保護者・地域の方々に申し訳ないなという気持ちでございます。

ただ、「教育基本方針」のところでもたくさん意見を出していただき、要望も出していただきました。なお、これまで進めてきました保幼小中一貫教育。そして、これから進めなくてはならない、『地域とともにある学校づくり』につきましては、できるところから子どもたちのためにはじめて行かなくてはならないと思っておりますので、また今後とも、どうかよろしくをお願いします。

これもちまして、閉会とさせていただきます。

閉会 午後3時40分